|  |  |
| --- | --- |
| 背景 | * 近年、高齢者からの救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。 |
| 現状 | * 基本認識   + 救急隊の活動の基本スタンス     - 心肺停止状態の傷病者に対しては、すみやか心肺蘇生を実施することを基本とする。   + 本人の意思の尊重     - 平成30年3月、厚生労働省の「[人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html)」が改訂   ➡ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）   * + - 本人の意思を尊重しながら、医療従事者、介護従事者、家族等も参加して生き方・逝き方を探る努力がなされている。     - 救急現場等の対応の方向は、時間的な制約、情報の不足等がある中、医療・ケアチームとの話し合いを踏まえた、本人の生き方・逝き方を尊重していくべきとの考え方 |
| 課題 | * 救急現場等での課題（本人の医師、背景の把握） * 救急現場等は、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思が共有されていない。 * 本人の背景は千差万別な状況  1. 救急要請に至る経緯・傷病者が心肺停止となった経過 2. 傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲及びその内容 3. 傷病病者の心肺蘇生の中止等の意思が救急隊に伝わる過程 4. 傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合にはその内容、作成時期、作成者、署名の有無等 5. 家族等の様子、意向、範囲等 6. かかりつけ医等との連絡の有無、犯罪の疑いの有無　など |
| 今後の方向性 | * 対応の標準的な手順等 * 傷病者本人が心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案への対応について、十分な検討が必要であり、事案の集積による知見の蓄積が必要 * 将来的には、国民の意見の動向や人生の最終段階における医療・ケアに関する取組状況等を見ながら、救急隊の対応の標準的な手順等の検討を進めていくべき。 |
| * 消防機関に求められること * 地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場への参画   地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者とともに参画し、基本的な役割に関する情報提供や救急と医療・介護双方の実情等に関する情報共有、心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案への対応等についての意見交換など   * 救急隊の対応の検討等について * メディカルコントロール協議会等において、在宅医療・介護関係者の参画を得て、人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら議論 * 傷病者本人が心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の具体的な件数を集計し、メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討 |

出典：「[平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（通知）：令和元年11月８日消防救第205号](【参考資料】/【消防庁救急企画室長通知】_「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（通知）：令和元年11月８日消防救第205号.pdf)」を事務局において要約

「平成30 年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書の概要

資料○